

令和3年度保険料率に係る参考資料

1. 都道府県保険料率関係

令和3年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和元年度の実績データを集計したものに、全国計における令和3年度の見込み値の令和元年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和元年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和3年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和元年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和3年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	410,070	19,129	21,608	22,622	24,151	26,881	27,266	29,782	33,306	38,227	41,004	34,333	30,806	28,987	20,389	11,578
1 北 海 道	18,346	762	881	942	1,041	1,088	1,064	1,208	1,416	1,701	1,826	1,610	1,559	1,504	1,168	579
2 青 森	4,569	191	223	245	287	270	250	293	361	417	436	405	413	388	256	134
3 岩 手	4,241	180	215	236	263	245	240	277	334	383	385	354	372	374	257	127
4 宮 城	7,667	341	395	412	444	469	476	556	653	720	701	597	599	626	451	226
5 秋 田	3,338	129	157	177	191	173	165	212	266	306	294	277	311	330	231	119
6 山 形	4,062	179	213	230	254	236	230	280	329	366	353	320	353	361	236	123
7 福 島	6,887	314	356	383	429	438	434	491	551	620	601	539	571	577	390	192
8 茨 城	7,283	329	380	410	448	469	451	516	597	684	730	613	547	542	365	202
9 栃 木	5,503	246	289	318	333	340	339	396	457	531	545	443	403	410	287	165
10 群 馬	6,460	291	341	377	407	420	404	443	512	606	658	548	469	461	327	194
11 埼 玉	14,306	623	726	810	869	913	888	967	1,109	1,352	1,584	1,327	1,066	959	686	426
12 千 葉	10,033	447	511	545	587	638	629	697	794	924	1,065	883	733	702	535	343
13 東 京	54,901	2,366	2,441	2,395	2,517	3,785	4,691	4,783	4,986	5,359	5,699	4,700	3,854	3,406	2,502	1,417
14 神 奈 川	16,688	739	834	890	950	1,032	1,049	1,155	1,334	1,583	1,839	1,561	1,260	1,114	829	521
15 新 潟	8,360	377	445	474	513	511	491	571	662	780	794	703	670	668	451	249
16 富 山	4,224	186	217	246	270	268	244	274	321	407	449	359	320	308	221	134
17 石 川	4,565	213	245	265	288	309	280	310	348	429	472	370	338	327	229	140
18 福 井	3,018	139	166	179	190	200	182	207	229	271	285	241	238	232	161	97
19 山 梨	2,600	120	136	146	163	170	161	171	195	231	253	229	206	198	138	83
20 長 野	6,729	311	365	397	430	431	401	442	511	628	672	575	518	509	340	200
21 岐 阜	7,765	356	430	470	516	523	471	511	588	708	795	666	597	540	374	222
22 静 岡	10,561	469	567	609	647	673	654	731	830	976	1,070	908	803	757	543	324
23 愛 知	25,693	1,223	1,384	1,458	1,557	1,882	1,854	1,914	2,082	2,402	2,684	2,175	1,836	1,570	1,038	634
24 滋 重	5,296	238	282	302	328	373	351	373	412	482	525	449	418	373	244	145
25 三 賀	3,639	180	209	218	229	243	233	259	293	339	357	289	265	253	172	100
26 京 都	9,082	433	486	504	531	627	626	660	733	858	940	762	653	576	421	274
27 大 阪	35,599	1,740	1,897	1,976	2,128	2,533	2,596	2,685	2,895	3,336	3,751	3,042	2,494	2,092	1,495	938
28 兵 庫	15,469	730	838	879	940	1,042	991	1,095	1,217	1,429	1,593	1,315	1,169	1,067	738	427
29 奈 良	3,298	157	184	197	207	217	201	225	257	304	332	277	244	230	166	101
30 和 歌 山	3,041	136	161	176	200	197	181	201	230	272	318	279	248	219	139	85
31 鳥 取	2,098	105	117	121	131	126	123	146	173	191	188	159	167	176	117	59
32 島 根	2,542	125	144	151	161	149	139	167	196	229	230	192	203	218	153	86
33 岡 山	7,406	364	415	436	466	510	490	536	590	690	736	582	522	510	344	213
34 広 島	11,146	531	625	648	682	740	726	782	873	1,037	1,144	915	811	791	536	304
35 山 口	4,373	192	234	254	272	264	243	281	335	407	436	361	338	358	259	138
36 徳 島	2,757	132	149	151	162	172	175	201	233	259	258	213	205	212	147	87
37 香 川	4,001	190	222	233	251	255	244	279	319	380	396	311	286	297	210	127
38 愛 媛	5,411	263	307	316	337	346	336	388	440	505	525	430	418	399	259	140
39 高 知	2,581	120	138	148	165	154	145	169	202	252	261	208	203	198	136	83
40 福 岡	19,429	1,034	1,126	1,122	1,136	1,267	1,282	1,446	1,635	1,815	1,825	1,489	1,379	1,355	989	528
41 佐 賀	3,015	156	177	185	195	191	179	204	238	257	252	226	236	246	179	92
42 長 崎	4,697	240	273	277	293	280	267	317	360	404	412	380	403	400	262	129
43 熊 本	6,556	349	388	392	394	401	411	481	541	577	554	503	521	535	339	169
44 大 分	4,324	205	243	257	268	272	247	290	339	394	398	339	335	353	247	136
45 宮 崎	4,148	223	258	262	266	250	235	283	332	374	363	308	329	342	220	105
46 鹿 児 島	6,332	359	401	395	395	376	385	458	519	544	511	472	512	532	330	142
47 沖 縄	6,030	392	420	410	416	413	411	454	479	506	510	427	413	392	270	118

・各支部の年齢階級別加入者数の令和元年度実績に、全国計の加入者数の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和3年度見込み）

（百万円）

1 北海道	263,272	25 滋賀	44,476
2 青森	59,822	26 京都	115,267
3 岩手	54,285	27 大阪	460,716
4 宮城	100,975	28 兵庫	203,120
5 秋田	47,646	29 奈良	42,538
6 山形	54,290	30 和歌山	39,639
7 福島	84,452	31 鳥取	27,265
8 茨城	88,830	32 島根	34,585
9 栃木	69,066	33 岡山	96,852
10 群馬	78,643	34 広島	141,824
11 埼玉	174,491	35 山口	59,991
12 千葉	125,168	36 徳島	37,648
13 東京	656,846	37 香川	54,586
14 神奈川	212,200	38 愛媛	70,412
15 新潟	100,093	39 高知	34,849
16 富山	51,084	40 福岡	258,156
17 石川	59,117	41 佐賀	44,483
18 福井	39,005	42 長崎	64,644
19 山梨	32,999	43 熊本	88,658
20 長野	81,420	44 大分	59,426
21 岐阜	95,808	45 宮崎	52,781
22 静岡	128,212	46 鹿児島	84,906
23 愛知	307,234	47 沖縄	73,263
24 三重	64,708	全国計	5,219,755

- ・ 各支部の医療給付費の令和元年度実績から東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費（令和3年度見込み）

（円）

計	127,289
0～4歳	182,733
5～9	87,900
10～14	70,084
15～19	57,666
20～24	52,539
25～29	65,731
30～34	75,834
35～39	82,207
40～44	92,278
45～49	111,258
50～54	141,754
55～59	180,200
60～64	226,414
65～69	286,723
70～74	406,509

- ・ 令和元年度実績における年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費から、東日本大震災、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者 1 人当たり医療給付費の令和3年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和3年度見込み）

（百万円）

1 北海道	4,157,486	25 滋賀	851,288
2 青森	941,128	26 京都	2,205,868
3 岩手	913,048	27 大阪	8,824,797
4 宮城	1,733,261	28 兵庫	3,714,083
5 秋田	688,974	29 奈良	732,081
6 山形	892,057	30 和歌山	665,448
7 福島	1,572,590	31 鳥取	444,154
8 茨城	1,763,233	32 島根	549,095
9 栃木	1,315,010	33 岡山	1,716,270
10 群馬	1,531,639	34 広島	2,620,369
11 埼玉	3,555,539	35 山口	1,021,985
12 千葉	2,489,136	36 徳島	612,905
13 東京	15,190,384	37 香川	906,000
14 神奈川	4,375,221	38 愛媛	1,187,369
15 新潟	1,895,181	39 高知	571,339
16 富山	1,041,293	40 福岡	4,417,042
17 石川	1,102,200	41 佐賀	630,811
18 福井	719,636	42 長崎	981,917
19 山梨	605,717	43 熊本	1,400,736
20 長野	1,554,937	44 大分	927,793
21 岐阜	1,845,656	45 宮崎	859,863
22 静岡	2,597,504	46 鹿児島	1,299,701
23 愛知	6,563,438	47 沖縄	1,116,244
24 三重	1,283,042	全国計	98,584,466

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和元年度実績に、全国計の令和元年度実績に対する令和3年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.996）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和3年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,219,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拠出金を除く）	439,750
・拠出金等（国庫補助を除く）	3,493,578
・前期高齢者納付金	1,344,451
・後期高齢者支援金	2,149,047
・退職者給付拠出金	67
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	181,180
・一般管理費（国庫負担を除く）	57,890
・貸付金	150
・雑支出	165,224
・準備金積立て	288,921
*事務経費・雑支出（国）	36,799
合 計	9,883,247

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,858,447
その他収入	
・貸付金返済収入	150
・雑収入	20,463
*日雇特例被保険者保険料収入	1,126
*雑収入等（国）	3,062
合 計	9,883,247

・ *については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.99 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.74 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和元年度の都道府県支部別の収支差

- 令和3年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	▲849	25	滋賀	112
2	青森	▲244	26	京都	▲272
3	岩手	27	27	大阪	▲2,043
4	宮城	312	28	兵庫	▲1,407
5	秋田	156	29	奈良	278
6	山形	▲344	30	和歌山	70
7	福島	▲65	31	鳥取	27
8	茨城	613	32	島根	130
9	栃木	124	33	岡山	416
10	群馬	1,335	34	広島	81
11	埼玉	▲492	35	山口	92
12	千葉	27	36	徳島	192
13	東京	2,853	37	香川	452
14	神奈川	▲1,511	38	愛媛	▲743
15	新潟	153	39	高知	259
16	富山	33	40	福岡	1,790
17	石川	▲468	41	佐賀	430
18	福井	▲410	42	長崎	159
19	山梨	419	43	熊本	▲339
20	長野	▲711	44	大分	▲149
21	岐阜	426	45	宮崎	613
22	静岡	▲283	46	鹿児島	▲928
23	愛知	▲566	47	沖縄	▲96
24	三重	344		全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	285	0	285	25 滋賀	58	458	▲400
2 青森	65	0	65	26 京都	151	74	77
3 岩手	63	98	▲35	27 大阪	606	0	606
4 宮城	119	296	▲177	28 兵庫	255	0	255
5 秋田	47	0	47	29 奈良	50	102	▲52
6 山形	61	511	▲450	30 和歌山	46	81	▲35
7 福島	108	413	▲305	31 鳥取	31	0	31
8 茨城	121	0	121	32 島根	38	353	▲315
9 栃木	90	55	35	33 岡山	118	274	▲156
10 群馬	105	0	105	34 広島	180	0	180
11 埼玉	243	0	243	35 山口	70	0	70
12 千葉	170	0	170	36 徳島	42	2	40
13 東京	1,040	0	1,040	37 香川	62	53	9
14 神奈川	300	0	300	38 愛媛	82	0	82
15 新潟	130	517	▲386	39 高知	39	0	39
16 富山	72	656	▲585	40 福岡	303	775	▲472
17 石川	76	0	76	41 佐賀	43	216	▲173
18 福井	49	361	▲311	42 長崎	67	227	▲159
19 山梨	42	0	42	43 熊本	96	556	▲460
20 長野	107	0	107	44 大分	64	106	▲42
21 岐阜	127	0	127	45 宮崎	59	186	▲127
22 静岡	178	0	178	46 鹿児島	89	0	89
23 愛知	451	0	451	47 沖縄	77	393	▲316
24 三重	88	0	88	全国計	6,764	6,764	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

令和3年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：%)

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (精算除く) (a+b+4.71)	保険料率 (精算含む) (インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映 後) (d)		インセンティブ分
		年齢調整	所得調整						
全国	5.29	—	—	5.29	10.00	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北海道	6.33	▲0.29	▲0.32	5.72	10.42	10.44	10.45	10.45	0.007
2 青森	6.36	▲0.25	▲0.88	5.22	9.93	9.95	9.96	9.96	0.007
3 岩手	5.95	▲0.29	▲0.62	5.04	9.75	9.74	9.74	9.74	▲0.004
4 宮城	5.83	▲0.16	▲0.34	5.33	10.04	10.02	10.01	10.01	▲0.010
5 秋田	6.92	▲0.57	▲0.87	5.47	10.18	10.16	10.16	10.16	0.007
6 山形	6.09	▲0.25	▲0.50	5.33	10.04	10.08	10.03	10.03	▲0.050
7 福島	5.37	▲0.14	▲0.28	4.95	9.66	9.66	9.64	9.64	▲0.019
8 茨城	5.04	▲0.02	0.04	5.06	9.76	9.73	9.74	9.74	0.007
9 栃木	5.25	▲0.05	▲0.03	5.17	9.88	9.87	9.87	9.87	0.003
10 群馬	5.13	▲0.02	▲0.07	5.04	9.74	9.65	9.66	9.66	0.007
11 埼玉	4.91	▲0.01	0.17	5.07	9.78	9.79	9.80	9.80	0.007
12 千葉	5.03	▲0.11	0.16	5.08	9.79	9.79	9.79	9.79	0.007
13 東京	4.32	0.13	0.69	5.15	9.85	9.83	9.84	9.84	0.007
14 神奈川	4.85	▲0.05	0.44	5.24	9.94	9.98	9.99	9.99	0.007
15 新潟	5.28	▲0.14	▲0.32	4.82	9.53	9.52	9.50	9.50	▲0.020
16 富山	4.91	▲0.09	0.13	4.95	9.65	9.65	9.59	9.59	▲0.056
17 石川	5.36	▲0.03	0.02	5.35	10.06	10.10	10.11	10.11	0.007
18 福井	5.42	▲0.12	▲0.04	5.26	9.96	10.02	9.98	9.98	▲0.043
19 山梨	5.45	▲0.14	▲0.17	5.14	9.85	9.78	9.79	9.79	0.007
20 長野	5.24	▲0.07	▲0.21	4.95	9.66	9.70	9.71	9.71	0.007
21 岐阜	5.19	0.01	▲0.06	5.14	9.85	9.82	9.83	9.83	0.007
22 静岡	4.94	▲0.06	0.12	5.00	9.70	9.72	9.72	9.72	0.007
23 愛知	4.68	0.19	0.31	5.18	9.89	9.90	9.91	9.91	0.007
24 三重	5.04	0.04	0.04	5.13	9.83	9.81	9.81	9.81	0.007
25 滋賀	5.22	0.05	▲0.15	5.13	9.84	9.82	9.78	9.78	▲0.047
26 京都	5.23	0.06	0.05	5.33	10.04	10.05	10.06	10.06	0.004
27 大阪	5.22	0.17	0.16	5.55	10.26	10.28	10.29	10.29	0.007
28 兵庫	5.47	0.03	▲0.01	5.49	10.19	10.23	10.24	10.24	0.007
29 奈良	5.81	▲0.03	▲0.44	5.34	10.04	10.01	10.00	10.00	▲0.007
30 和歌山	5.96	▲0.01	▲0.52	5.42	10.13	10.12	10.11	10.11	▲0.005
31 鳥取	6.14	▲0.16	▲0.72	5.27	9.97	9.96	9.97	9.97	0.007
32 島根	6.30	▲0.29	▲0.60	5.41	10.11	10.09	10.03	10.03	▲0.057
33 岡山	5.64	0.06	▲0.20	5.51	10.21	10.19	10.18	10.18	▲0.009
34 広島	5.41	0.03	▲0.12	5.33	10.03	10.03	10.04	10.04	0.007
35 山口	5.87	▲0.20	▲0.15	5.51	10.22	10.21	10.22	10.22	0.007
36 徳島	6.14	▲0.11	▲0.43	5.61	10.31	10.28	10.29	10.29	0.007
37 香川	6.02	▲0.07	▲0.33	5.63	10.33	10.28	10.28	10.28	0.001
38 愛媛	5.93	0.03	▲0.51	5.45	10.16	10.22	10.22	10.22	0.007
39 高知	6.10	▲0.14	▲0.46	5.50	10.20	10.16	10.17	10.17	0.007
40 福岡	5.84	0.02	▲0.30	5.56	10.27	10.23	10.22	10.22	▲0.011
41 佐賀	7.05	▲0.19	▲0.79	6.07	10.77	10.70	10.68	10.68	▲0.027
42 長崎	6.58	▲0.20	▲0.79	5.59	10.29	10.28	10.26	10.26	▲0.016
43 熊本	6.33	▲0.07	▲0.66	5.60	10.30	10.33	10.29	10.29	▲0.033
44 大分	6.41	▲0.19	▲0.64	5.58	10.28	10.30	10.30	10.30	▲0.005
45 宮崎	6.14	▲0.08	▲0.85	5.21	9.91	9.84	9.83	9.83	▲0.015
46 鹿児島	6.53	▲0.05	▲0.91	5.57	10.28	10.35	10.36	10.36	0.007
47 沖縄	6.56	0.28	▲1.58	5.26	9.97	9.98	9.95	9.95	▲0.028

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.54%)、保健事業費等(0.74%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.71%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.007%になるとは限らない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条(略)

2(略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三(略)

4・5(略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13(略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

◎ 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率(法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ (略)

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 (略)

◎ 附則(平30・3・22政令第59号)

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

◎ 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号) >

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎ 附則(平30・3・23厚生労働省令第32号)

第1条 この省令は、平成31年4月1日から施行する。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

2. 特定保険料率及び基本保険料率関係

令和3年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\begin{aligned} \text{特定保険料率} &= \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}} \\ \text{基本保険料率} &= \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率} \end{aligned}$$

現 行

9.58 ~ 10.73%

特定保険料率
基本保険料率

3.43%
6.15~7.30%



令和3年3月賦課分～
(令和3年4月納付分～)

9.50 ~ 10.68%

3.53%
5.97~7.15%

※任意継続被保険者にあつては、令和3年4月分～

3. 日雇特例被保険者保険料額関係

令和3年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

○平均保険料率は令和2年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、令和3年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.80%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額	標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円	第1級	450円	175円	275円
第2級	670円	255円	415円	第2級	670円	255円	415円
第3級	880円	335円	545円	第3級	880円	335円	545円
第4級	1,110円	425円	685円	第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,340円	515円	825円	第5級	1,350円	515円	835円
第6級	1,650円	630円	1,020円	第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,040円	780円	1,260円	第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,420円	925円	1,495円	第8級	2,420円	925円	1,495円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円	第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,270円	1,250円	2,020円	第10級	3,270円	1,250円	2,020円
第11級	3,810円	1,455円	2,355円	第11級	3,820円	1,460円	2,360円

(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

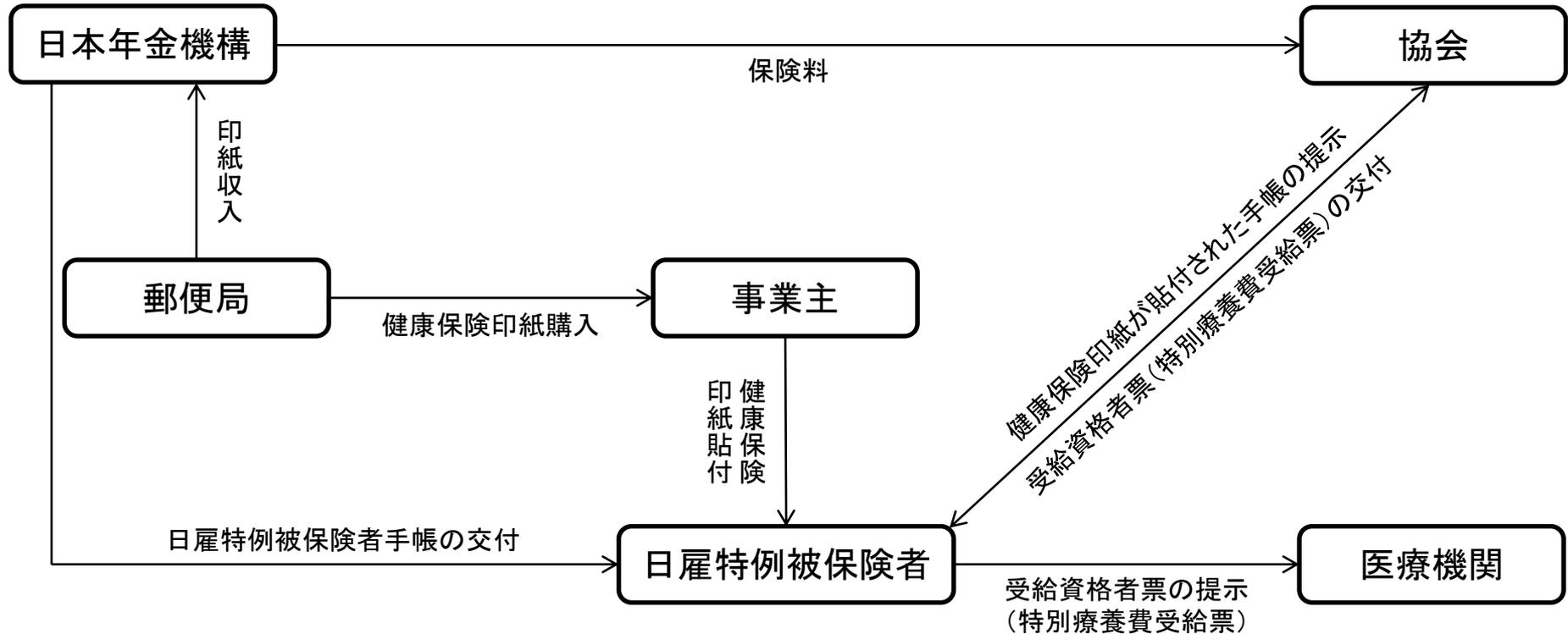
現 行 か ら 変 動 な し

標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、令和2年9月現在、約1.1万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていても特別療養費受給票を交付)